

【厚労省】

日時：11月29日(火)13:00~13:30

場所：厚生労働省第一会議室

対応：雇用均等・児童家庭局 育成環境課

5

子ども手当特別措置法の施行にともなう給食費等の徴収については、保護者と学校、教育委員会事務局、子ども手当担当部分の間で煩雑な事務が生じることが予想される。

10 また、子ども手当支給時期の関係から食材提供業者等への支払いに混乱を生じるなど検討すべき課題が多くある。

さらに、給食費を含めた学校徴収金が私費会計として処理されている場合には、法的根拠や責任の所在が極めて不明確となっている。

15 ついては、学校給食費については公会計処理を前提とし、すべての児童生徒を対象とする子ども手当からの自動徴収や、自治体における事務負担の軽減について、改善をはかること。

自治労 自治労として公教育無償化を目指す中、学校給食費などをはじめとした各種学校徴収金会計の適正な位置づけの扱いを目指して文科省、総務省とやりとりをしているなかで、今回の厚労省の子ども手当の取り扱いに係って滞納給食費、ある

20 いは滞納がなくても子ども手当を給食費に振り替えて学校長を経由して業者への支払いができるという、この取り扱いに関して若干総務省の見解と齟齬がある。

事前に総務省とやりとりをしたと聞いている。そもそもこの取り扱いについては、文科省から要請があってというものもあるのでその経過、現在の状況等を説明

25 いただきたい。

厚労省 学校給食費の子ども手当からの徴収という仕組みについては、平成23年12月施行の特別措置法によってはじめて導入された制度であり特別措置法の立法にあたり、地方の自治体の方で学校給食費だとか保育料の滞納対策というものを子ども

30 手当法の中でなんとか措置してできないかという強いご要望があり、それを踏まえてこういった仕組みを整備した。学校給食費については、本人の同意を得た上で子ども手当から徴収できることとした。

要望の内容で、公会計で処理とあるが、こちらは学校給食法に基づく制度であり私どもから直接的に回答できない。ただ、文科省から聞いているところによると総務省と公会計化できるかどうか調整を行っている最中であるとのこと。

35

資料Q&Aについて、私会計であったとしても市町村が学校長を通じて会計を支払うことは可能という見解を私どもは出しているが、文科省と調整というか、文科省が実質資料作成した部分もある。この見解で問題ないと文科省からいただいているので、それを子ども手当担当者に伝えている。

5 繰り返しになるが公会計化については、文科省と総務省で現在調整中であり、こちらからは回答は、しづらいという状況である。

なにぶん初めてのケースで、おそらく学校現場でいろいろ実務面で支障がでてきていると考えている。是非そういった実情、情報を伺いたい。

10 自治労 Q&Aの54の中で、「私費の場合でも構わない。ただし地方自治法第180条の2、地教行法第26条関連の委任行為をすれば構わない」という部分だが、意味がわからない。

私費の場合には、180条の2とか26条の規定は適用にならないのではないかな。

15 厚労省 この間(学事協より)いただいた資料による総務省の見解だとそのような整理のようだが。

一方、文科省にそのことについて聞くと、生活保護費の学校長への直接払いがあるわけだからそれを考えると、こういったQ&Aに書かれている運用が可能となっているとの回答を得ている。

20

自治労 当然公金であるから、国から市町村に同意書を得たうえでお金が学校に行き、債権者となっている食材供給業者に支払った段階で公金といった性格が終了するということになるが、当然公金であればそれに伴った領収書なりそれなりの手続きが必要と思われる。この部分は、どこまで厚労省としては書類的に必要と考えているのか?通常は最終的に債権を持っているところまで支払った状態で公金処理が完了する訳で、例えば給食費が1000万円という袋の中で子ども手当のお金が10万円入ったとする。1000万円の中から食材費を払っていくので、子ども手当にずっと紐が着いたままずっと最後までいくという話ではなくなる。その場合、学校長の管理する口座に入った段階で公金という性格が消えて、その後債権者に行くまでの間は私費という形になっていくのか?

25

30

厚労省 子ども手当の法律では、天引きしたものは子ども手当から親御さんが給食費にあてたという形になるので、その段階では子ども手当という色が消えていると思う。

35

自治労 具体的にこの委任行為というのは、どういう行為ということで想定して答えが出ているのか？私費による180条の2とか26条とかの規定というあたりは厚労省の見解なのか。

5 先ほど、文科省が原案を作ったということなので、その辺りは精査していないというのが正直なところではないのか。校長の口座に入った時点で公金ではなくなるのか。

10 厚労省 公金というか子ども手当を支払ったことで、つまり、校長の口座に入ったところで子ども手当を支払ったことと見なす。子ども手当としてこの内いくらという考えはない。

15 自治労 今回私たちが指摘したとおり現場で様々な悩みがあって、総務省と文科省で詰めている中で、また、我々としても、とにかく家庭の経済格差が子どもたちの環境を左右することがないようにと取り組んでいる中で、厚労省から子ども手当からの天引きというものが入ってきた。やや、びっくりしているところでもある。現場でも混乱があるので、このような課題があるということを今回理解をいただくなかで今後の事務を円滑に進めていければと考えている。

20 給食費の他に学校徴収金と言われる教材費の部分にも子ども手当を充てても良いということになっているが、その場合、各学校によって金額や費目が違う部分の認定というのは学校が市町村に金額を指定して、それを厚生労働省の方と自治体の方で清算行為をするという形になるのか。

25 厚労省 法律では、学校教育に関するものは割とザクツとした規定になっている。何を子ども手当から徴収するかというのは各市町村ごとの判断ということになる。特に厚労省からこれと、これというのではない。

自治労 その場合、子ども手当の学校給食費、学校徴収金に係る部分を現物給付するという考えはなかったのか。

30 厚労省 そうすると子ども手当からは離れることになる。子どもからそういう政策を提案するというにはならない。今回の制度というのは、子ども手当を受給しながら給食費も保育料も支払わないというのは問題ではないのかという現場の皆さんの強い要望があって設けた制度である。

自治労 保育所のお金については、保護者の了解を得なくても差し引くことができるというシステム。それは保育料というのが歳入で処理されているというのが一番大きいのか。

5 厚労省 保育料というのは、公債権、つまり公の債権の扱いであって、児童福祉法に市町村が徴収するという規定が書かれており、さらに滞納した場合の強制的な徴収についても書かれている。公債権であり、法律的な整備がなされているので同意がなくても強制徴収できる。学校給食費については、私債権なので強制徴収には馴染まない。

10

自治労 いくつかの市町村では、債務処理の条例をつくっている。例えば埼玉県川口市とか群馬県で言うと、群馬県から各市町村に各条例をつくって公債権として扱うこと、保育料と同じような処理をすることとしている。このようなところでは、今、話があった言い方を援用すると本人同意を得なくても済む可能性があると考えられるかどうか。

15

厚労省 歳入歳出として、公会計としてやっている話と、先ほど申し上げた公債権とは違う。公債権は、法律で規定されているもので学校給食費とは違う。法律に基づいて公債権化すれば学校給食費もできるのだろうが、現状ではどうか。

20

自治労 学校給食法の中に食材費を徴収することができるという規定があるわけだが、そうではなくて別の規定を設ければ市町村が徴収することができるということか。

25

今回この制度の中で滞納給食費以外も保護者の同意があれば、滞納していなくても徴収できるというような扱いになっているが、その辺りについては文科省からの要請なのか。そこまで踏み込んだのは理由は何か。

厚労省 私どもとしてはそういう細かなところまで法律で縛りを掛けないで、市町村の状況に応じて運用していただきたいということである。

30

自治労 申込の是非を含めて、同意書を全員からとるという形か。

厚労省 滞納している人だけから取るというのも問題があり、教育上の配慮が必要と考える。

35

自治労 事務量としては膨大になるが、趣旨としてはたいへん賛成。ただ、実際には年度内の転入転出などもある。

5 厚労省 他の市町村から転入、転出があればあらためて同意書を得る必要がある。自治体毎で徴収する費用も違うので。

自治労 公共団体が物を買った場合1カ月以内に清算するという事になっている。子ども手当で給食の食材費を充てる場合、支給されるまで支払が止まってしまう懸念がある。先払いも可能と聞いたが、例えば、6月の子ども手当で7、8、9月分の支払いができるのか。

10 厚労省 徴収の仕方を各市町村で条例なり、規則なりで整備していただくと、そういう方法で大丈夫だと考える。

15 自治労 もし子ども手当の認定が切れた場合は、返していただければ良いということか。4月以降は児童手当となって、まだ未定だが、所得制限というものも考えられているようだが。

20 厚労省 今、半年だけの特別措置法でやっているのだから、その先のことはまだ決まっていないので分からない。来年度、児童手当法改正のもとでも学校給食費徴収の仕組みというものは与野党ともに異論はないため、制度としては続くものと考えている。

自治労 既に学校給食費として徴収システムをつくっている自治体では、30%が公金、公会計をしており、それ以外は、各学校で自動振替のシステムを組んでいる。

25 市として子ども手当を支給する方法として、今までと違う支給方法だとシステムの組み直しが必要となってくるが、それには期間と費用も要する。今、自治体財政がかなり厳しい状況で、人件費、事務量の負担による時間外勤務手当など経済的負担は大きい。一般的に、このような制度を行うときには事務経費の算定とかをする訳だが、今回はどうなのか。

30 厚労省 システム改修費については基本的に全額補助ということで行う予定である。ただ、学校給食費の徴収システムをどこまで補助できるかということだが、我々が自治体から聞かれて言っているのは、システム同士を繋ぐといった改修についての話である。学校給食費徴収システムと連動してやらなくてはいけないといった場合は、繋げる場合の改修費については、補助金対象範囲にするという方針である。

自治労 保護者がやっぱり補填するのをやめると言った場合は、意向を受け止めてキャンセルをかけるというのが基本だと思うが、どれ位までの直近を考えているのか。

5 厚労省 実務的には、直前に言われてもというのはあるが、そもそも同意が基本の徴収であり、それを撤回しますという意思表示があれば、支給直前であっても受けざるを得ない。

10 自治労 最初の話に戻るが、文科省が作成したQ&Aの回答で、債権者を食材提供者、そこに支払うまでの行為に関して180条の2、26条、補助執行の整備をしなさいというように、食材提供者へ支払うまで委任行為をするように但し書きが付いている。これは校長の口座へ払われた時点で子ども手当の支給が終わるのであれば補助執行者という規定は要らなくなるのか。公金であれば補助執行者が必要だが、それが全体の会計処理の中に混ざってしまった場合、給食費全体の会計を公会計
15 とするのなら別だが、そうではない場合には校長のところへいった時点で終わりとなる。生活保護費から給食費へ補填する場合は、この規定は使っていない。このことは、総務省には聞いたのか。

厚労省 いや、文科省との協議である。

20

自治労 総務省とはやりとりしていないのか。

厚労省 文科省と総務省とはやりとりしているかもしれないが、我々としては、総務省とはやりとりをしていない。

25

自治労 厚労省としては、子ども手当の認定をしたものについて払うだけで、自治体に行ったある特定の人の子ども手当の分配方法については、どのように分けようが自治体の責任でやることということなのか。例えば1万円の手当の中から5千円を学校徴収金の費用を分けるとする。その分け方というのは、全部自治体へ任せるとい
30 うことか。

厚労省 対象者も自治体の判断である。

自治労 例えば、全員から同意書をとった場合、「うちの町では全員子ども手当から食
35 材費と教材費分を相殺します」ということもOKということか。

厚労省 可能である。

自治労 学校全体で同意をとって、後は自治体の中で子ども手当を学校と本人へ分けるというのは自治体の責任で行うということになるのか。

5

厚労省 具体的には、保護者の同意に基づき、教育委員会と子ども手当を所管する部署、そして学校との間で徴収費用と金額について決めていくということになる。

自治労 補填の仕方については町の条例や国の規定に従って進めるということで、厚労省としては、そういうことができるということを今回示したということか。

10

総務省からは、はっきり自治法の210条、235条の4にも反しているという見解が出ていることについての感想としてはどうか。

厚労省 私も昔からの経緯を詳しく承知している訳ではないのだが、文科省に聞くと昭和30年代位から公会計でも私会計でも良いという通知で運用してきていて、総務省と見解が違うということについて、おそらく文科省として検討されているところだと思うので、他省のことであり、コメントしづらいのが本音である。

15

自治労 今回の説明会の中で、厚労省の立場からも子ども手当の制度と徴収事務の中で公金処理されることが望ましいということをお話していただきたかった。

20

そうでなくても良いというのが文科省の考えであるが、公金処理するという整理の仕方がやはり正しいと思う。そのことによって、徴収金のトラブルや担当が夜中まで徴収事務をするといったこともなくなる。

実際トラブル時の責任はどこにあるのかといったことになると、民法上の関係では極めて難しい。

25

それを文科省は、ずっと解決してこなかったため、今となって大きな課題となっている。お金に関わる場所なので、今回公金処理をして子ども手当とドッキングし、制度矛盾を解消するという方向でみんなが喜べるようなシステムが必要である。そのポイントとなるのがやはり公会計処理だと思う。

ところが、なかなか文科省の方の理解が得られていない。今回、子ども手当ということが出たのでこれを機会にみんながハッピーになれる解決策を打ち出していただけないかなと。その為には、厚労省としては、公会計の方が望ましいというところぐらいまで踏み込んでいただけるととても嬉しかったというところである。

30

今後の話だが、180条の2でやるかどうかというのは、所管する省庁の判断、地方自治法に違反しているかどうか適切に処理されているかどうかというのは、これは総務省の所管だと思われる。

全国的に給食費等の経理事故が起きているなかで国の、法のチェックの下におか
5 かれていない会計のなかに、公金を投げ込むのは問題である。

ぜひ、総務省と話をして本当に所管するところの判断を聞いて欲しい。

このまま事務を進めると「行政事務を合理化せよ」というこの時勢の中で、逆行した形になる。また職員の多忙化等があるのでそういったところを加味していただき、もう少し違った方向へ改善していただきたい。

また各地で抱括監査が実施されているが、すべて公会計にすべきということが指摘されている。どんなに昭和30年の行政実例があると言ってもこれは法的に公会計にすべきとされている。4月以降、所得制限等が入って来ると、より複雑な事務処理となってくるので、とてもやりきれなくなるだろう。ぜひ、今後の話として早急に総務省と話をしていただき学校給食費を所管しているところと自治体の財政を所管しているところと両方向で改善を進めていただきたい。

我々もこれから総務省へ行って話をする訳だが、総務省は「わざわざ文科省へ行ってこうやりなさいということは言い辛いですが、問い合わせに対しては、違反ですよと言う」というようになっているので、もしこの件に関して厚労省からも「こういう通知を出したけれどまずいという指摘もあるが、どうなんだろう」ということを聞いていただいた上で今後、進めていただけないか。

子ども手当の趣旨というものにより近づけるという意味でも公会計処理というものを考えていただきたい。

私どもは、かねてから公教育の無償化というのを打ち出して運動を進めている。それが実現すれば、様々な問題が解決されることをお伝えしたい。

厚労省 新しい制度なので今後とも課題等の情報を提供いただけるとありがたい。